

長等の里 ショートステイ 利用料金表

短期入所生活介護 (従来型個室)

令和6年8月1日現在

	負担段階	負担割合	①介護負担(円) 利用料金	居住費[円] ②	食費(3食合算)[円] ③	日 額 ①+②+③	参考計算例 (2泊3日利用)
要介護1	第1段階	1割	637	380	300	1,317	3,951
	第2段階			480	600	1,717	5,151
	第3段階①			880	1,000	2,517	7,551
	第3段階②			880	1,300	2,817	8,451
	第4段階			1,500	1,600	3,737	11,211
		2割	1,273	1,500	1,600	4,373	13,119
		3割	1,909	1,500	1,600	5,009	15,027
要介護2	第1段階	1割	709	380	300	1,389	4,167
	第2段階			480	600	1,789	5,367
	第3段階①			880	1,000	2,589	7,767
	第3段階②			880	1,300	2,889	8,667
	第4段階			1,500	1,600	3,809	11,427
		2割	1,418	1,500	1,600	4,518	13,554
		3割	2,127	1,500	1,600	5,227	15,681
要介護3	第1段階	1割	786	380	300	1,466	4,398
	第2段階			480	600	1,866	5,598
	第3段階①			880	1,000	2,666	7,998
	第3段階②			880	1,300	2,966	8,898
	第4段階			1,500	1,600	3,886	11,658
		2割	1,572	1,500	1,600	4,672	14,016
		3割	2,358	1,500	1,600	5,458	16,374
要介護4	第1段階	1割	860	380	300	1,540	4,620
	第2段階			480	600	1,940	5,820
	第3段階①			880	1,000	2,740	8,220
	第3段階②			880	1,300	3,040	9,120
	第4段階			1,500	1,600	3,960	11,880
		2割	1,720	1,500	1,600	4,820	14,460
		3割	2,580	1,500	1,600	5,680	17,040
要介護5	第1段階	1割	933	380	300	1,613	4,839
	第2段階			480	600	2,013	6,039
	第3段階①			880	1,000	2,813	8,439
	第3段階②			880	1,300	3,113	9,339
	第4段階			1,500	1,600	4,033	12,099
		2割	1,866	1,500	1,600	4,966	14,898
		3割	2,798	1,500	1,600	5,898	17,694

【加算合計内訳】

■介護保険その他の加算料金 上記の料金以外に当施設で必須となる下記の加算が加わります。

加算種類	単位数	加算料金金額[円]			加算の内容
		1割	2割	3割	
看護体制加算Ⅰ	4/日	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算Ⅱ	8/日	9	17	26	看護職員を常勤換算方式で入所者25人に付き1名、更にその端数を増すごとに1名以上配置。かつ病院との連携で24時間の連絡体制を確保している。
夜勤職員配置加算Ⅰ	13/日	14	28	42	定数を超えて夜勤職員を配置。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22/日	24	47	70	介護福祉士の割合が8割以上。
送迎加算	368/往復	389	777	1165	通常の事業実施地域のご自宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき加算される。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	介護職員処遇改善のための加算。総単位数に対する割合。			

【負担段階】

第1段階とは、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。生活保護を受けている方。
 第2段階とは、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方。
 第3段階①とは、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超、120万円以下の方。
 第3段階②とは、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方。
 第4段階とは、市町村民税課税世帯の方、又は預貯金等が一定額(単身1,000万、夫婦2,000万)を超える方。
 ※合計所得金額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。
 ※公的年金等収入額とは、税法上課税対象の収入となる公的年金(国民年金・厚生年金等)の収入をいいます。
 ※平成28年8月より、非課税となる年金(障害年金・遺族年金など)も上記収入額に含まれます。
 ※負担軽減を受けるには「介護保険負担限度額認定証」が必要になります(市町村窓口にお問合せ下さい)。
 ※食費の内訳は、朝食400円・昼食650円(おやつ代含む)・夕食550円となっております。(第4段階)

	負担段階	負担割合	①介護負担(円)	居住費[円]	食費(3食合算)[円]	日 額	参考計算例
			利用料金	②	③	①+②+③	(2泊3日利用)
要支援1	第1段階	1割	476	380	300	1,156	3,468
	第2段階			480	600	1,556	4,668
	第3段階①			880	1,000	2,356	7,068
	第3段階②			880	1,300	2,656	7,968
				1,500	1,600	3,576	10,728
	第4段階	2割	952	1,500	1,600	4,052	12,156
	3割	1,428	1,500	1,600	4,528	13,584	
要支援2	第1段階	1割	592	380	300	1,272	3,816
	第2段階			480	600	1,672	5,016
	第3段階①			880	1,000	2,472	7,416
	第3段階②			880	1,300	2,772	8,316
				1,500	1,600	3,692	11,076
	第4段階	2割	1,184	1,500	1,600	4,284	12,852
	3割	1,776	1,500	1,600	4,876	14,628	

【加算合計内訳】

■介護保険その他の加算料金 上記の料金以外に当施設で必須となる下記の加算が加わります。

加算種類	単位数	加算料金金額(円)			加算の内容
		1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算 I	22/日	24	47	70	介護福祉士の割合が8割以上。
送迎加算	368/往復	389	777	1165	通常の事業実施地域のご自宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき加算される。
介護職員等处遇改善加算(I)	14.0%	介護職員処遇改善のための加算。総単位数に対する割合。			

その他のご利用料金ご案内（必要に応じて）

【介護保険サービス加算】

加算種類	単位数	加算料金金額(円)			加算の内容
		1割	2割	3割	
療養食加算	8/回	9	17	26	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合、1日3食を限度として1食を1回として加算されます。

【その他の実費料金】

(単位:円)

通常の事業実施地域以外への送迎	サービス提供地域の境界から1kmあたり30円	通常の事業実施地域(大津市・草津市)以外への送迎を行った場合、片道につき
特別な食事	実費	行事食や特別な調理・利用者の希望による高価な食材料費
娯楽・行事費用	実費	利用者の希望による娯楽や行事に参加された場合やレクリエーション・クラブ活動の材料代など
理髪・美容代	実費	業者の定める金額
複写物の交付	10/枚	1枚につき
文書料	300	1通につき(領収書再発行など)
テレビ貸出料	50/日	居室にテレビを貸し出す場合の貸出料金
電気器具持込代	1機種 50/日	利用者持ち込みの電気器具使用料(電気毛布など)
その他の費用	実費	利用者の希望による日常生活上の費用

その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

長等の里 ショートステイ 利用料金表

短期入所生活介護 (多床室 4人部屋)

令和6年8月1日現在

	負担段階	負担割合	①介護負担(円) 利用料金	居住費[円] ②	食費(3食合算)[円] ③	日 額 ①+②+③	参考計算例 (2泊3日利用)
要介護1	第1段階	1割	637	0	300	937	2,811
	第2段階			430	600	1,667	5,001
	第3段階①			430	1,000	2,067	6,201
	第3段階②			430	1,300	2,367	7,101
	第4段階			2割	1,273	1,000	1,600
		3割	1,909	1,000	1,600	4,509	13,527
要介護2	第1段階	1割	709	0	300	1,009	3,027
	第2段階			430	600	1,739	5,217
	第3段階①			430	1,000	2,139	6,417
	第3段階②			430	1,300	2,439	7,317
	第4段階			2割	1,418	1,000	1,600
		3割	2,127	1,000	1,600	4,727	14,181
要介護3	第1段階	1割	786	0	300	1,086	3,258
	第2段階			430	600	1,816	5,448
	第3段階①			430	1,000	2,216	6,648
	第3段階②			430	1,300	2,516	7,548
	第4段階			2割	1,572	1,000	1,600
		3割	2,358	1,000	1,600	4,172	12,516
要介護4	第1段階	1割	860	0	300	1,160	3,480
	第2段階			430	600	1,890	5,670
	第3段階①			430	1,000	2,290	6,870
	第3段階②			430	1,300	2,590	7,770
	第4段階			2割	1,720	1,000	1,600
		3割	2,580	1,000	1,600	4,320	12,960
要介護5	第1段階	1割	933	0	300	1,233	3,699
	第2段階			430	600	1,963	5,889
	第3段階①			430	1,000	2,363	7,089
	第3段階②			430	1,300	2,663	7,989
	第4段階			2割	1,866	1,000	1,600
		3割	2,798	1,000	1,600	4,466	13,398
				1,000	1,600	5,398	16,194

【加算合計内訳】

■介護保険その他の加算料金 上記の料金以外に当施設で必須となる下記の加算が加わります。

加算種類	単位数	加算料金金額[円]			加算の内容
		1割	2割	3割	
看護体制加算Ⅰ	4/日	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置。 看護職員を常勤換算方式で入所者25人に付き1名、更にその端数を増すごとに1名以上配置。かつ病院との連携で24時間の連絡体制を確保している。
看護体制加算Ⅱ	8/日	9	17	26	
夜勤職員配置加算Ⅰ	13/日	14	28	42	定数を超えて夜勤職員を配置。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22/日	24	47	70	介護福祉士の割合が8割以上。
送迎加算	368/往復	389	777	1165	通常の事業実施地域のご自宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき加算される。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	介護職員処遇改善のための加算。総単位数に対する割合。			

【負担段階】

第1段階とは、世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金を受給している方。生活保護を受けている方。
 第2段階とは、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方。
 第3段階①とは、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超、120万円以下の方。
 第3段階②とは、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方。
 第4段階とは、市町村民税課税世帯の方、又は預貯金等が一定額(単身1,000万、夫婦2,000万)を超える方。

※合計所得金額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。
 ※公的年金等収入額とは、税法上課税対象の収入となる公的年金(国民年金・厚生年金等)の収入をいいます。
 ※平成28年8月より、非課税となる年金(障害年金・遺族年金など)も上記収入額に含まれます。
 ※負担軽減を受けるには「介護保険負担限度額認定証」が必要になります(市町村窓口にお問合せ下さい)。
 ※食費の内訳は、朝食400円・昼食650円(おやつ代含む)・夕食550円となっております。(第4段階)

長等の里 ショートステイ 利用料金表

介護予防短期入所生活介護(多床室 4人部屋)

令和6年8月1日現在

	負担段階	負担割合	①介護負担(円)	居住費[円] ②	食費(3食合算)[円] ③	日 額 ①+②+③	参考計算例 (2泊3日利用)
			利用料金				
要支援1	第1段階	1割	476	0	300	776	2,328
	第2段階			430	600	1,506	4,518
	第3段階①			430	1,000	1,906	5,718
	第3段階②			430	1,300	2,206	6,618
	第4段階			1,000	1,600	3,076	9,228
		2割	952	1,000	1,600	3,552	10,656
	3割	1,428	1,000	1,600	4,028	12,084	
要支援2	第1段階	1割	592	0	300	892	2,676
	第2段階			430	600	1,622	4,866
	第3段階①			430	1,000	2,022	6,066
	第3段階②			430	1,300	2,322	6,966
	第4段階			1,000	1,600	3,192	9,576
		2割	1,184	1,000	1,600	3,784	11,352
	3割	1,776	1,000	1,600	4,376	13,128	

【加算合計内訳】

■介護保険その他の加算料金 上記の料金以外に当施設で必須となる下記の加算が加わります。

加算種類	単位数	加算料金金額(円)			加算の内容
		1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算 I	22/日	24	47	70	介護福祉士の割合が8割以上。
送迎加算	368/往復	389	777	1165	通常の事業実施地域のご自宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき加算される。
介護職員等処遇改善加算(I)	14.0%	介護職員処遇改善のための加算。総単位数に対する割合。			

その他のご利用料金ご案内 (必要に応じて)

【介護保険サービス加算】

加算種類	単位数	加算料金金額(円)			加算の内容
		1割	2割	3割	
療養食加算	8/回	9	17	26	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合、1日3食を限度として1食を1回として加算されます。

【その他の実費料金】

(単位:円)

通常の事業実施地域以外への送迎	サービス提供地域の境界から1kmあたり30円	通常の事業実施地域(大津市・草津市)以外への送迎を行った場合、片道につき
特別な食事	実費	行事食や特別な調理・利用者の希望による高価な食材料費
娯楽・行事費用	実費	利用者の希望による娯楽や行事に参加された場合やレクリエーション・クラブ活動の材料代など
理髪・美容代	実費	業者の定める金額
複写物の交付	10/枚	1枚につき
文書料	300	1通につき(領収書再発行など)
テレビ貸出料	50/日	居室にテレビを貸し出す場合の貸出料金
電気器具持込代	1機種 50/日	利用者持ち込みの電気器具使用料(電気毛布など)
その他の費用	実費	利用者の希望による日常生活上の費用

その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。